

特別養護老人ホーム 玉樹 利用料金表

2018.4月改定

特別養護老人ホーム 玉樹 利用料金表

2018.4月改定

◎介護サービス費と各種加算

1. 施設サービス費

(日額)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
636単位	703単位	776単位	843単位	910単位

2. 夜勤職員配置加算 (Ⅱ)

夜間、基準値以上の職員を配置しています	27単位/日
---------------------	--------

3. 看護体制加算

(Ⅰ) 常勤の看護職員を1名以上配置しています	6単位/日
(Ⅱ) 基準を1名以上上回る配置をしています	13単位/日

4. 日常生活継続支援加算

(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかに該当し、介護福祉士を基準値以上配置しています。 (Ⅱ) 要介護4、5の新規入所者の占める割合が70%以上です (Ⅲ) 認知症日常生活自立度がⅢ以上の新規入所者の占める割合が65%以上です (Ⅳ) たん吸引等の医療行為が必要な入所者の占める割合が15%以上です	46単位/日
---	--------

5. 栄養マネジメント加算

管理栄養士が栄養状態のアセスメントや栄養ケア計画を立てて実施します	14単位/日
-----------------------------------	--------

6. 口腔衛生管理体制加算

歯科医師と連携をとりながら口腔ケアの計画やケアの技術指導等を行います	30単位/月
------------------------------------	--------

7. 生活機能向上連携加算 ※個別機能訓練加算を算定している場合は 100単位/月

外部のリハビリテーション専門職等と連携し、自立支援・重度化防止に努めます	200単位/月
--------------------------------------	---------

◎その他加算 (該当者のみ)

1. 初期加算

入居後、退院後の再入居時の30日間に限り加算されます	30単位/日
----------------------------	--------

2. 療養食加算

医師からの指示で疾患治療として食事箋に基づき食事を提供する場合	6単位/回
---------------------------------	-------

3. 外泊時費用 ※月6日間まで

入院、または外泊をした場合にかかります	246単位/日
---------------------	---------

4. 外泊時に在宅サービスを利用したときの費用の取扱 ※月6日間まで

居宅に外泊時、施設により提供される在宅サービスを利用した場合	560単位/日
--------------------------------	---------

5. 若年性認知症受入加算

若年性認知症と診断された方が入居された場合	120単位/日
-----------------------	---------

6. 認知症行動・心理症状緊急対応加算 ※入所日～7日目まで

認知症状があり、医師が緊急入所が適当と判断した場合	200単位/日
---------------------------	---------

7. 看取り介護加算

永眠された日から30日前～4日前の間に加算されます	144単位/日
永眠された日から3日前～2日前に加算されます	680単位/日
永眠された当日に加算されます	1,280単位/日

8. 個別機能訓練加算

理学療法士等が、個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行います	12単位/日
------------------------------------	--------

9. 排せつ支援加算 ※一定期間

他職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合	100単位/月
---------------------------------	---------

10. 褥瘡マネジメント加算

褥瘡発生を予防するために、定期的な評価を実施し、計画的に管理した場合	10単位／月
------------------------------------	--------

11. 低栄養リスク改善加算 ※6ヶ月以内

多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、栄養・食事調整を行った場合	300単位／月
---	---------

12. 再入所時栄養連携加算 ※退院時

退院時、栄養管理が必要となり、管理栄養士が医療機関と連携し調整を行った場合	400単位／回
---------------------------------------	---------

◎総単位数に乗じられる加算

介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算 I	総単位数×8.3%
--------------	-----------

◎地域区分

八千代町は「7級地」に該当します	1単位=10.14円
------------------	------------

◎サービス利用料金（介護保険給付対象外）

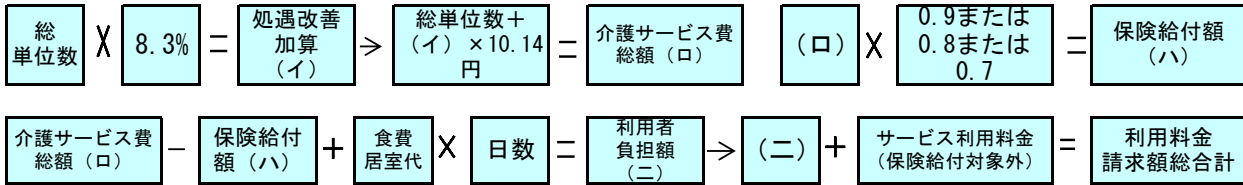
A 貴重品管理費	預貯金通帳、印鑑、保険証などの貴重品管理や出納、申請手続き代行など	1ヶ月 3,000円
----------	-----------------------------------	------------

理美容サービス	理容師、美容師による理容、美容サービス	実 費
入院時等居室代	入院等で居室を空ける場合に、7日目から3ヶ月の間居室を確保しておく際の費用	1日 1,970円
他科受診付添い費	下記病院以外への受診時の付添い費 ・八千代病院（協力病院）・佐々木整形外科 ・加倉井皮膚科クリニック・関城中央医院皮膚科 ・高坂眼科医院・古橋耳鼻咽喉科医院 ・町内歯科医院を除く	4時間未満 4,000円 ----- 4時間以上 8時間未満 8,000円
移送費	外泊・通院等の場合に移送（運転手のみ）を行うサービス	75円／km
経管栄養備品代	経管栄養の方が使用される消耗品（形状により差異あり）	実 費
クラブ活動	希望により参加していただけるクラブ活動でかかる物品等の費用	実 費
旅行や特別なレクリエーション等	その都度希望をお伺いして実施いたします	実 費
お好みで特別な食事を提供する場合	通常提供する食事以外の希望があった場合（お酒を含みます）	実 費

B 居住費と食費 (日額)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
居住費	820 円	820 円	1,310 円	1,970 円
食費	300 円	390 円	650 円	1,380 円
合計	1,120 円	1,210 円	1,960 円	3,350 円

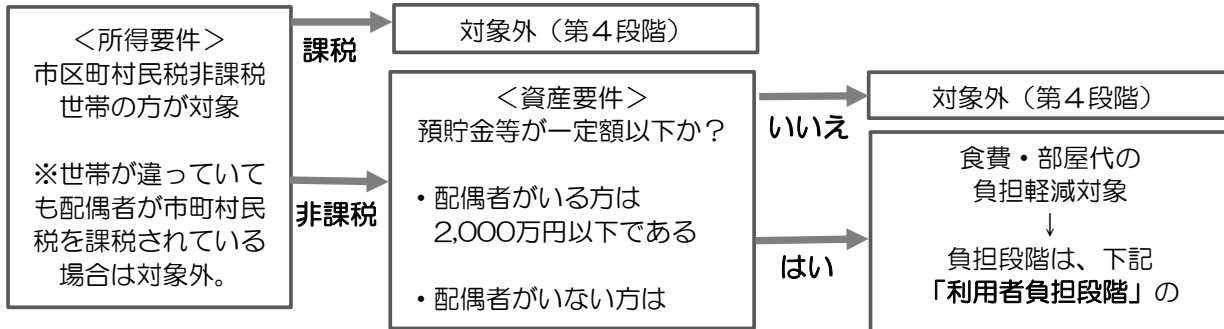
◎利用料計算方法



※2割負担者のうち特に所得の高い層を負担割合を3割とする（ただし、月額44,400円の負担上限あり）【2018年8月施行】

年金収入等340万以上：3割、年金収入等280万円以上：2割、年金収入等280万未満：1割

◎食費・部屋代の負担軽減 対象者の判定の流れ



◎利用者負担段階

	対象となる方
第1段階	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市町村民税を課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	世帯全員が（世帯分離している配偶者を含む）市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
第3段階	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市町村民税を課税されていない方で、上記第2段階に該当しない方
第4段階	上記にすべてに該当しない方

◆1割負担◆ 30日あたりの利用料例 【介護サービス費総額+A（貴重品管理費）+B（居住費、食費）】 （下記、料金にはオムツ代、洗濯代は含まれています。※医療費は含まず）

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護1	61,298 円	63,998 円	86,498 円	128,198 円
要介護2	63,505 円	66,205 円	88,705 円	130,405 円
要介護3	65,910 円	68,610 円	91,110 円	132,810 円
要介護4	68,117 円	70,817 円	93,317 円	135,017 円
要介護5	70,325 円	73,025 円	95,525 円	137,225 円

◆2割負担◆ 30日あたりの利用料例 【介護サービス費総額+A（貴重品管理費）+B（居住費、食費）】 （下記、料金にはオムツ代、洗濯代は含まれています。※医療費は含まず）

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護1				152,895 円
要介護2				157,310 円
要介護3				162,120 円
要介護4				166,534 円
要介護5				170,949 円

※上記金額はあくまでも見込みです。実際の請求額には差異が生じることをご了承ください。

※3割負担の場合は、利用料例は記載していません。直接お問い合わせください。

※サービス内容の詳細は、契約書及び重要事項説明書に記載してあります。

また、小数点以下は四捨五入、切り捨てをしている為、何円か誤差が生じる事があります。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

特別養護老人ホーム 玉樹

〒300-3572 茨城県結城郡八千代町菅谷1021-1 TEL 0296-49-3886

